

特定非営利活動促進法第10条第1項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請がありましたので、同条第2項の規定により公告します。

平成28年9月21日

京都市長 門川 大作

## 1 申請に係る特定非営利活動法人の概要

### (1) 名称

特定非営利活動法人 Mielka

### (2) 代表者名

島崎 直人

### (3) 主たる事務所の所在地

京都市東山区二町目52番地 エステムプラザ京都三条大橋208号

### (4) 定款に記載された目的

この法人は、以下の事項に関する事業を行い、多様な意見や民主的議論を包摂しながら社会が意思決定を行うための土台作りを通して、社会全体の利益増進に寄与することを目的とする。

①次世代を担う若者を主とした不特定多数の社会参画及び政治参画の推進、投票率の向上

②次世代を担う若者のリーダーシップ、思考力、主権者としての主体性等の育成

③様々な社会問題及び政治課題に関して未来志向の輿論を喚起するために有用な情報の見える化及び発信

④情報社会に必要なリテラシー向上のための情報発信

## 2 申請年月日

平成28年9月13日

(文化市民局地域自治推進室)